人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第三百二十一条の八第四項及び第五項を削り、同条第六項中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「最初連結事業年度の終了の日（二以上の最初連結事業年度の」を「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度」に、「最初の最初連結事業年度の」を「最初の最初通算事業年度」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

一　普通法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第四十五項第四号において同じ。）同法第六十六条第一項に規定する税率に相当する率

二　協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第四十五項第四号において同じ。）同法第六十六条第三項に規定する税率に相当する率

第三百二十一条の八第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「（以下この条において「完全支配関係」という。）」を、「の関係」の下に「（以下この条において「相互の関係」という。）」を加え、「以下この条において同じ。）が」を「）が」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「（第一項の規定によつて」を「（第一項の規定により」に、「第七十四条第一項の規定によつて」を「第七十四条第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五十九項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第六十九項とし、同条第五十八項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第五十六項」を「第六十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に、「第四十五項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十七項を同条第六十七項とし、同条第五十六項中「第四十二項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十五項を同条第六十五項とし、同条第五十四項中「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十三項を同条第六十三項とし、同条第五十二項を同条第六十二項とし、同条第五十一項を同条第六十一項とし、同条第五十項を同条第六十項とし、同条第四十九項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項を同条第五十七項とし、同条第四十六項を同条第五十六項とし、同条第四十五項を同条第五十五項とし、同条第四十四項を同条第五十四項とし、同条第四十三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項中「第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」を「第五十四項」に、「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十五項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十一項（第三十一項」を「第四十項（第四十一項」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第四十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十項」に、「、これら」を「、同項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第四十六項」に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十三項中「第二十八項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項」を「第三十六項から第三十九項までの規定及び第四十項（第四十一項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項」に、「第二十七項の」を「第三十九項の」に、「並びに第二十八項及び第二十九項の」を「及び第四十項の」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結

五項とし、同条第五十四項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第五十一項」を「第六十一項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十三項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十二項を同条第六十二項とし、同条第五十一項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第四十八項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十九項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十六項中「第四十二項」を「第五十二項」に、「第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十五項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第五十六項とし、同条第四十五項中「第四十二項本文」を「第五十二項本文」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項中「第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項又は第三十三項から第三十五項まで」に、「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十五項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十一項（第三十一項」を「第四十項（第四十一項」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第四十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十項」に、「、これら」を「、同項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第四十六項」に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第四十六項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第四十六項」に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十二項中「第二十八項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項」を「第三十六項から第三十九項までの規定及び第四十項（第四十一項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項」に、「第二十七項の」を「第三十九項の」に、「並びに第二十八項及び第二十九項の」を「及び第四十項の」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結